

# 本多忠籌公の生祠

文學博士 加藤 玄 智

本多忠籌公（元文四年一七三九—文化九年一八一二）は今日の福島縣石城郡泉村の地方を治めて居られた藩主であつて、彼の自ら生祠を立てられた白河の城主樂翁公松平定信とは無二の親友であつた。忠籌公は寛政十一年（一七九九）に致仕され、此の年から壽影堂即ち生祠を領内荷路夫山上に建設されることを、一には自己の意志から、二には嗣子忠誠の懇望から、三には人民の輿望からも、遂に計畫實現されるに至つたようである。此事は忠籌公の自記「こぞの枝折」及び荷路夫山生祠の奥之院として、忠籌公の御産髮、御臍緒、御前髮、御剃髮を石函に入れて埋藏した所の函蓋の銘及び古賀様の忠籌公墓碑銘から明瞭である。此石函銘の文章は實際は岩瀬冬藏の記する所で、責任者としては享和二年（一八〇二）に嗣子本多忠誠謹誌となつてをる。今泉藩に傳はつた御日記（殿様側近の士の筆に成つたものらしく、寛延延享の頃から文政十二年一八二九迄現存、目下本多忠綱氏所藏）なるものに據るに、寛政十一年（一七九九）に木像を造る命先づ下り、寛政十二年（一八〇〇）には忠籌公の木像（目下泉神社の御神體）が出

來ると同年に、家臣をして荷路夫山の廟地選定を行ひ（ここの枝折）翌年即ち享和元年（一八〇一）には忠壽公自ら荷路夫山を檢分してをられる。文化元年（一八〇四）には荷路夫山の生祠の中に木像安置の事迄決行されたのである。右御日記に

文化元年甲子の年「一八〇四」……去月四月十九日荷路夫御山御像無御滯御安置相濟候云云とあるのは則ち是れである。而て御日記に據れば、四月廿二日には嗣子忠誠公も、御俱揃を整へて、忠壽公の生祠に參拜されてをる。忠壽公薨去の翌年即ち文化十年（一八一三）に古賀様の撰文にかゝる賢剛院即ち忠壽公の墓碑銘は公の生祠建立事情を左の如く記してをる。

賢剛院本多公墓碑

……母松浦氏……以元文四年「一七三九」己未十二月八日、生公於下谷邸、公諱忠壽……文化九年「一八一二」壬申病終、享壽七十四、葬武州牛島弘福寺……其奉身儉而好施與、體士民之心無不周悉、邑俗貧者產子多不舉、公乃立保法使相防、察其免乳者又與錢粟是以弊習一變、而戶口歲增、封內感戴其德、至爲立生祠於荷路夫山、春秋享以黍稷、因名稗祀云……

文化十年「一八一三」癸酉三月

古 賀 樸 誤

潢南關克明謹書

本多越中守從五位下藤原忠誠建立

但し此の墓碑は大正十二年（一九二三）關東大震災の後、東京市本所區牛島の弘福寺から、泉村に遷して、目下は同村の泉神社境内に建つてをる。

荷路夫山の本生祠成立は此記の如く文化元年（一八〇四）年で在つて、忠籌公の薨去は文化九年（一八一二）であるから、生祠として、年時のはつきりしてをるもの、一つであることは云ふ迄も無いが、後ち明治十二年（一八七九）に荷路夫山から本生祠を舊藩所在地たる現今の泉村に移轉し、忠籌公の御産髮等の這入つた石函も共に移して來て、之を神社の堂下に埋藏し、これを泉神社と稱し、現今は無格社である。余は藩公を祀つた本社が、將來縣社に昇格することを熱禱して已まない次第である。

天保十年（一八三九）瑞園賀淳なる人の書いた忠籌公讚頌の言葉は、以て公の人となりを知るに足り、夙に生祠の出來たのも、偶然で無いと云ふ感を深くせしめられるものがあるから、左にこれを引抄する。

石 泉 餘 韻

封内荷路夫山の靈廟、遺策を後に託して稗の供黍及鉛彈の設等、その不虞に備へて、未然を明察せし妙算神慮測る可からず、叨に凡舌を鼓して冥意を瀆んや。

天保つちのとの亥（一八三九）

大泉瑞園賀淳謹誌

余亦昭和八年（一九三三）四月廿四日黒田源六君の御案内を辱うして、泉村に忠籌公の生祠、泉神社に参拜し、左の悪詩一首を猷詠した。

遠慮修倉廩

生祠百世基

子來民悅服

德化闔藩垂

尙本生祠の成立を仔細に考察するに、丁度日光東照宮の成立に類すと思ふ。東照宮は徳川家康の死後その墳墓を奥之院として出来た神社であつて、墳墓から神社の成立する好典型であるが、泉神社は忠籌公生存中の事實であるから、御神體は公の木像であり、その奥院たる日光の家康埋葬の墳墓に相當する所に、忠籌公の産髮等を埋藏した石函を以てしたものである。此の兩者相對照して、日本に於ける神社成立の實情を知ることが出来る。一は死後の神社であり、他は生存中に出来た生祠であると云ふ一點だけの違であるが、此の點は神社又は神道の研究家の注意を價することと思ふ。

本生祠研究に關しては、初め石川謙君の御注意の下に、本多忠綱及忠緯兩君より史料の提供あり、黒田源六君に質して余の研究を進めたのである。爰に記して以上諸彦の好意を深謝すると同時に、泉村の有志諸彦が斯の研究援助の勞を吝まれなかつたことを篤く感謝する。（昭和八年四月末日記）